

# 国立市企業誘致促進条例施行規則

平成 20 年 10 月 31 日規則第 31 号

## 国立市企業誘致促進条例施行規則

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、国立市企業誘致促進条例(平成 20 年国立市条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

### (指定申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する指定企業の指定を受けようとする者は、国立市指定企業指定申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付書類について、市長が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 法人登記事項証明書(個人にあつては住民票)の写し
- (2) 定款又は規約
- (3) 事業計画の概要書
- (4) 事業施設の位置及び配置が分かる図面
- (5) 事業施設の建設計画概要書及び概要図
- (6) 事業施設の工事請負契約の概算額が分かる書類
- (7) 事業用地又は事業施設の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は登記簿謄本
- (8) 投下固定資産額の明細又はその予定額を記載した書類
- (9) 当該事業施設において予定される常用雇用者及び総雇用者数を記載した書類
- (10) 過去 3 年分の決算及び連結決算(個人にあつては確定申告)の状況を記載した書類
- (11) 過去 3 年分の法人市民税(個人にあつては市民税)、固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第 4 条第 2 項に規定する指定企業誘致協力者の指定を受けようとする者は、国立市指定企業誘致協力者指定申請書(第 2 号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付書類について、市長が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- (1) 法人登記事項証明書(個人にあつては住民票)の写し
- (2) 事業用地又は事業用建物の賃貸借を証する書類
- (3) 過去 3 年分の法人市民税(個人にあつては市民税)、固定資産税及び

都市計画税の納税証明書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(企業等の指定)

- 第4条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、遅滞なく条例第6条に規定する国立市誘致企業審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮問し、その答申を踏まえ、指定企業として指定するときは、国立市指定企業指定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するとともに国立市指定企業指定証（第3号様式の2）を交付し、指定しないときは、国立市指定企業不指定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条第2項に規定する申請があったときは、遅滞なく審査委員会の審査を経て、その結果を踏まえ、指定企業誘致協力者として指定するときは、国立市指定企業誘致協力者指定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知するとともに国立市指定企業誘致協力者指定証（第5号様式の2）を交付し、指定しないときは、国立市指定企業誘致協力者不指定通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の指定に関する事項の審査の基準は、別表第1に掲げる内容を評価項目とし、別表第2に掲げる審査基準によるものとする。
- 4 第2項の指定に関する事項の審査の基準は、賃貸先の指定企業の指定ランクに応じて、それぞれ別表第3に掲げるランクによるものとする。

(指定に係る事業施設の産業誘導地域外の適用)

- 第5条 事業施設の立地が産業誘導地域外であっても、産業誘導地域内の既存の事業用建物と用途上分離できないと市長が認めるときは、条例第4条に規定する指定を受けることができる。

(指定に係る立地の時期等)

- 第6条 条例第4条の規定により指定を受けることができる企業等は、平成20年11月1日以後に立地した企業又は当該立地に係る事業用地若しくは事業用建物の所有者とする。

(業種)

- 第7条 条例第5条第1項第2号に規定する事業の業種は、次の各号に掲げる事業に応じて、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- (1) 製品の製造、加工又は修理に係る事業 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号。以下「産業分類」という。）において大分類E 製造業に分類される事業
- (2) 情報通信に係る事業 産業分類において大分類G 情報通信業に分類される事業
- (3) 卸売に係る事業 産業分類において大分類 卸売業、小売業に分類

- されるもののうち卸売業で、かつ、従業者が常時 100 人以上の事業
- (4) 開発研究等を行う事業 産業分類において大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類 71 学術・開発研究機関に分類される事業

( 審査委員会 )

第 8 条 審査委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査委員会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審査委員会は、会長が招集し、議長となる。

6 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

8 審査委員会の庶務は、都市振興部産業振興課において処理する。

( 協力金等の対象 )

第 9 条 条例第 7 条第 1 項に規定する協力金等の対象となる固定資産税等納税額に係る固定資産は、事業用地、事業用建物及び償却資産とする。ただし、対象となる償却資産は、指定企業又は指定企業誘致協力者が購入し、所有するもので、直接事業の用に供すると市長が認めたものとする。

2 指定企業又は指定企業誘致協力者が事業用建物を建設することを目的に先行して取得した事業用地で協力金等の対象となるものは、当該事業用地に取得後 5 年以内に事業用建物を建設したものとする。

( 協力金等の交付額及び交付期間 )

第 10 条 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定するまちづくり協力金の交付額及び交付期間は、指定企業の指定ランクに応じて、それぞれ別表第 4 に定めるとおりとする。

2 市長は、指定企業が投下固定資産の取得を目的に金融機関から資金の融資を受けたときは、条例第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、指定企業に対し、固定資産税等納税額の 20% 以内で、まちづくり協力金の交付期間に準じて、事業開始の翌年度から当該融資に係る 1 年分の利子支払額の全部又は一部を補給することができる。

3 条例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する企業立地協力金の交付額及び交付期間は、指定企業誘致協力者の指定ランクに応じて、それぞれ別表第 5 に定めるとおりとする。

( 協力金等の交付申請及び請求 )

第 11 条 条例第 8 条第 1 項の規定による申請は、協力金等の対象となった固定資産に対し初めて課された固定資産税等を納付した年度の翌年度に、次の各号に掲げる協力金等の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める申請書に、それぞれ別表第 6 に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、添付書類について、市長が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

( 1 ) まちづくり協力金 まちづくり協力金交付申請書 ( 第 7 号様式 )

( 2 ) 利子補給金 利子補給金交付申請書 ( 第 8 号様式 )

( 3 ) 企業立地協力金 企業立地協力金交付申請書 ( 第 9 号様式 )

2 市長は、条例第 8 条第 2 項により協力金等の交付を決定したときは、次の各号に掲げる協力金等の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

( 1 ) まちづくり協力金 まちづくり協力金交付決定通知書 ( 第 10 号様式 )

( 2 ) 利子補給金 利子補給金交付決定通知書 ( 第 11 号様式 )

( 3 ) 企業立地協力金 企業立地協力金交付決定通知書 ( 第 12 号様式 )

3 市長は、条例第 8 条第 2 項により協力金等の不交付を決定したときは、次の各号に掲げる協力金等の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

( 1 ) まちづくり協力金 まちづくり協力金不交付決定通知書 ( 第 13 号様式 )

( 2 ) 利子補給金 利子補給金不交付決定通知書 ( 第 14 号様式 )

( 3 ) 企業立地協力金 企業立地協力金不交付決定通知書 ( 第 15 号様式 )

4 指定企業及び指定企業誘致協力者は、第 2 項の規定による通知があったときは、当該通知書を受け取った日から 30 日以内に、市長に対し、協力金等交付請求書 ( 第 16 号様式 ) により協力金等を請求するものとする。

( 変更の届出等 )

第 12 条 条例第 9 条の規定による届出等は、当該事由が発生した日から 14 日以内に、次の各号に掲げる場合に応じて、それぞれ当該各号に定める届に変更内容等を示す書類を添えて、市長に提出するものとする。

( 1 ) 指定企業が条例第 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとき 国立市指定企業承認事項変更届 ( 第 17 号様式 )

( 2 ) 指定企業誘致協力者が条例第 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとき 国立市指定企業誘致協力者承認事項変更届 ( 第 18 号様式 )

( 3 ) 指定企業が事業を休止し、又は廃止したとき 事業休止・廃止届 ( 第 19 号様式 )

2 市長は、条例第 9 条第 2 項の規定により変更を承認したときは、変更承認通知書 ( 第 20 号様式 ) により当該届出者に通知するものとする。

( 指定の取消等 )

第 13 条 市長は、条例第 10 条第 1 項の規定により指定又は協力金等の交付の決定を取り消したときは、指定又は協力金等交付決定の取消通知書（第 21 号様式）により当該指定企業又は指定企業協力者に通知するものとする。

2 市長は、条例第 10 条第 2 項の規定により協力金等の返還を命ずるときは、協力金等返還命令書（第 22 号様式）により行うものとする。

( 承継の届出等 )

第 14 条 条例第 11 条に規定する指定企業及び指定企業誘致協力者の地位を承継しようとする者は、指定承継届（第 23 号様式）に承継の事実を証する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出を受理したときは、速やかに審査し、必要に応じ調査等を行い、適当と認めるときは、指定承継承認通知書（第 24 号様式）により当該届出者に通知するものとする。

( 委任 )

第 15 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 19 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 6 月 1 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国立市企業誘致促進条例施行規則の規定は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（平成 21 年 7 月 9 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 21 年 10 月 15 日規則第 34 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の国立市企業誘致促進条例施行規則の規定は、平成 21 年 5 月 1 日から適用する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

評価項目	内容
1 事業内容	優良性
	市民の生活に及ぼす影響
	地域経済活性化に及ぼす影響
	市民の地域活動等に及ぼす影響
2 企業	経営状況

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

審査基準	優性	劣性
ランク		
A	大変優れている	
B	大変優れている	一部劣るところがある
C	優れている	
D	優れている	一部劣るところがある
E	やや優れている	

別表第 3 ( 第 4 条関係 )

ランク	賃貸先の指定企業の指定ランク
A	A 又は B
B	C 又は D
C	E

別表第 4 ( 第 7 条関係 )

指定 ランク	交付額	交付期間
A	固定資産税等納税額の 80%	納税開始の翌年度から 5 年間
B	固定資産税等納税額の 60%	納税開始の翌年度から 5 年間
C	固定資産税等納税額の 50%	納税開始の翌年度から 4 年間
D	固定資産税等納税額の 50%	納税開始の翌年度から 3 年間
E	固定資産税等納税額の 20%	納税開始の翌年度から 3 年間

備考 納税開始の翌年度とは、まちづくり協力金の対象となった固定資産に対し初めて課された固定資産税等を納付した年度の翌年度をいう。

**別表第 5 ( 第 7 条関係 )**

指定 ランク	交付額	交付期間
A	固定資産税等納税額の 80%	納税開始の翌年度から 5 年間
B	固定資産税等納税額の 50%	納税開始の翌年度から 5 年間
C	固定資産税等納税額の 20%	納税開始の翌年度から 3 年間

備考 納税開始の翌年度とは、まちづくり協力金の対象となった固定資産に対し初めて課された固定資産税等を納付した年度の翌年度をいう。

**別表第 6 ( 第 8 条関係 )**

協力金等の種類	提出書類
まちづくり協力金	( 1 ) 前年度の固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し
	( 2 ) 投下固定資産額を証する書類
	( 3 ) 当該事業施設の常用雇用者に係る雇用保険者証の写し
	( 4 ) その他市長が必要と認める書類
利子補給金	( 1 ) 金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し
	( 2 ) 約定利子支払額の分かる書類
	( 3 ) その他市長が必要と認める書類
企業立地協力金	( 1 ) 前年度の固定資産税及び都市計画税の納税証明書の写し
	( 2 ) その他市長が必要と認める書類

様式 ( 省略 )